

4. 住宅地緑地協定 原文

第1節 総則

(目的)

第1条 この協定は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第54条第1項の規定に基づき、第3条に定める区域内における良好な環境を確保するため、緑化の推進及び緑地の保全を目的として定めるものである。

(名称)

第2条 この協定は、中曽根住宅地緑地協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定の区域)

第3条 この協定の対象区域は(以下「協定区域」という。))は、別紙図面に表示する区域とし、地番は別表の通りとする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、高岡市長による認可の公告があった後において当該協定区域内の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有することとなった者(以下「土地所有者等」という。))に対しても、その効力があるものとする。

2. 前項に規定する土地所有者等に変更があったときは、新たな土地所有者等が協定事項を引き継ぐものとする。

第2節 緑化に関する基準

(みどりの基準)

第5条 協定者は、この協定の目的であるみどりの環境の維持増進を図るため、協定の区域内において、樹木などの植栽及び既存樹木などの保護をはじめ、緑化推進に協力するものとする。

2. 協定の区域内の緑化は、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 樹木等は主として道路等の公共用地に接する部分に植栽し、公衆の目に触れるよう努めるものとする。

(2) 植栽物は常緑樹を主体にできるだけ多くの樹木を植栽するものとし、樹木等(花壇や芝生等を含む)を植栽する面積は、敷地面積の概ね20パーセント以上を確保する。その内少なくとも3本以上は2メートル以上の高木を植栽するものとする。

(3) 植栽についてはその生長を考慮の上、配置を決定するものとする。

(4) 植栽は建物完成後1年以内に完了するように努めるものとする。

(5) 道路に接する部分は、家屋への出入り口及び車の進入口を除き、原則として生垣による植栽帯とする。植栽帯部分に土留め材を使用する場合は、道路面からの高さを0.5メートル以下とし、生ブロックは使用してはならないものとする。その他の構造物を設置する場合も周辺の景観を損なわないものとし、透視可能な構造とする。

(6) 隣地境界となる部分は原則として生垣又は景観を損なわない透視可能な構造とし、構造物の基礎の高さは地盤面から0.5メートル以下とする。

(7) 道路内緑地の管理については施設維持管理組合で行うものとする。

(8) みどりの保全を図るため、樹木等の剪定整枝及び病害虫防除などを適期に実施するものとする。

(9) 植栽の内、低木及び中木は次の種類を基本とするものとする。

低木

サツキ、ツツジ類、カンツバキ、キョウチクトウ、クチナシ、ジンチョウゲ、トベラ、サカキ類、シャリンバイ、ツゲ、ウメモドキ、アオキ、アベリア、キャラボク、ドウダンツツジ、トサミズキ、アジサイ、シモツゲ、キンシバイ、マンサク、ハクチョウゲ、マユミ、ウツギ類、ハギ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョ、コデマリ等

中木

サザンカ、ツバキ類、モクセイ類、マサキ、モチノキ類、ヒイラギ類、コノテガシワ、ヒバ類、ウバメガシ、タギョウショウ、カン類、ムクゲ、ハナズオウ等

第3節 協定の運用

(協定運営委員会)

第6条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

3. 委員の任期は1年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4. 委員は再任を妨げない。

5. この協定書発効の日から、住民による委員会が発足するまでの間は、中曽根土地区画整理組合が委員会を代行する。

(役員)

第7条 委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名以内
会計	2名以内
委員	若干名

2. 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3. 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

4. 副委員長は、委員長に事故があるときは、これを代理する。

5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、高岡市長の認可の公告があった日から起算して3年以内において当該協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することとなったときから10年間とする。但し、第2節および第3節の規定に違反した者(以下「違反者」という。))に対する措置については、期間満了後も効力を有するものとする。

(協定の変更・更新及び廃止の手続き)

第9条 この協定の有効期間満了前6ヶ月間以内に協定者の過半数から廃止の申立てがない限り、更に引き続き、10年間効力を有するものとする。

2. この協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意により、高岡市長の認可を受けるものとする。

3. この協定に定める事項の変更をしようとするときは、協定者全員の合意により、高岡市長の認可を受けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 違反者があった場合、委員長は委員会の決定に基づき、違反者に対して工事施工の停止等を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間をつけて当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2.前項の請求があった場合、違反者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第11条 前条第1項に規定する請求があった場合において、違反者がその請求に従わないときは、委員長は委員会の決定に基づき、その強制履行又はその違反者の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2.前項の出訴手続等に要する費用は、当該違反者の負担とする。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事及び委員に関して必要な事項は別に定める。

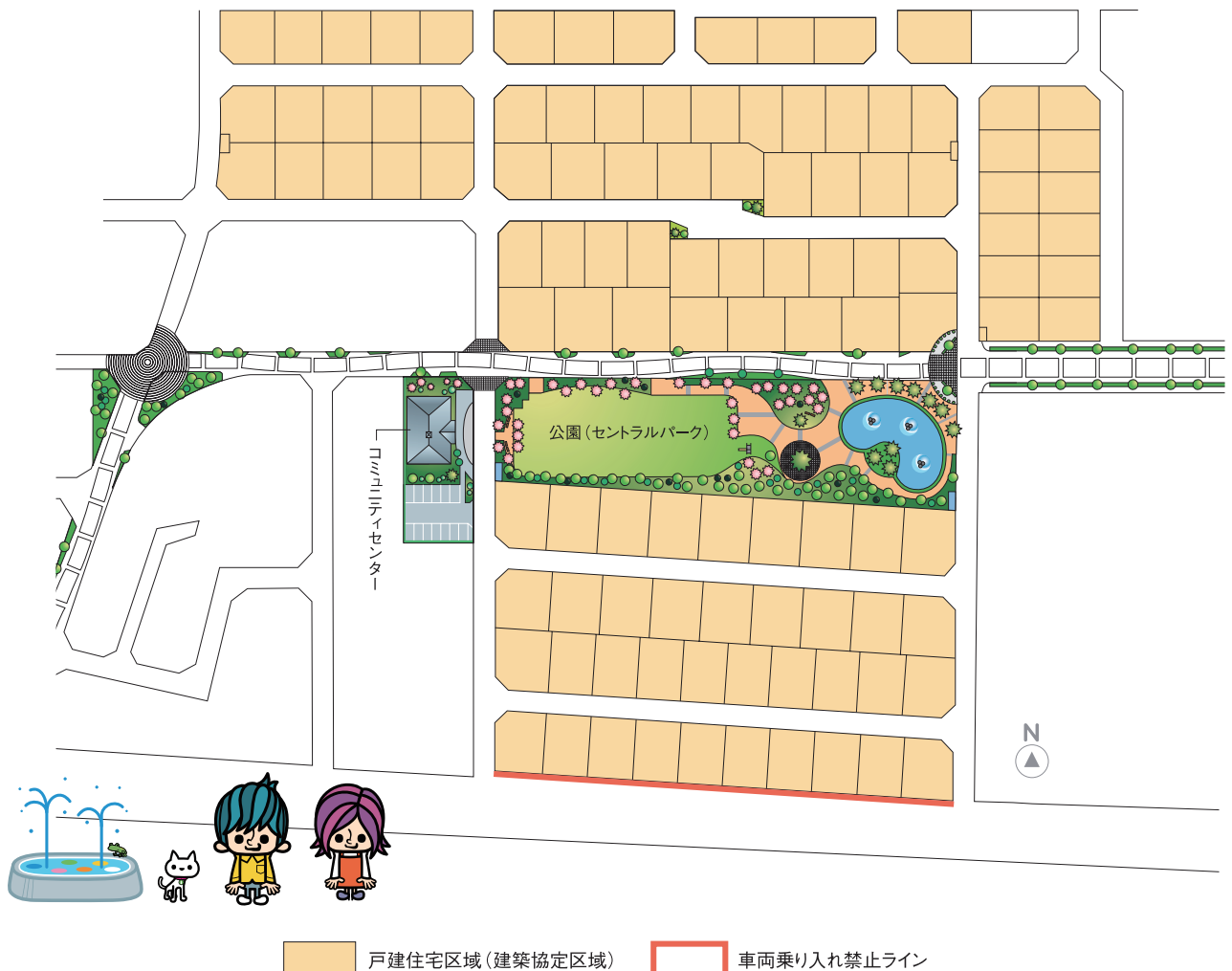
この協定書を2部作成し、1部を高岡市長に提出し、1部を委員会(委員会が発足するまでの間は、中曽根土地区画整理組合)が保管するものとする。

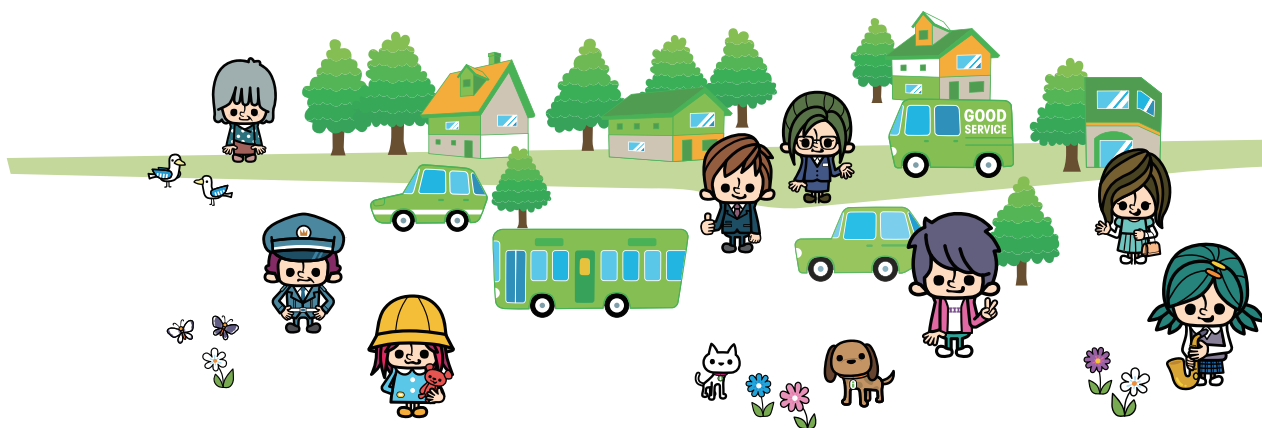
この協定の趣旨徹底を図るため、協定書の写しを協定者全員がそれぞれ1部保有するものとする。

高岡市中曽根799-1番地
高岡市中曽根土地区画整理組合
理事長 浅倉 正文

別紙(1)

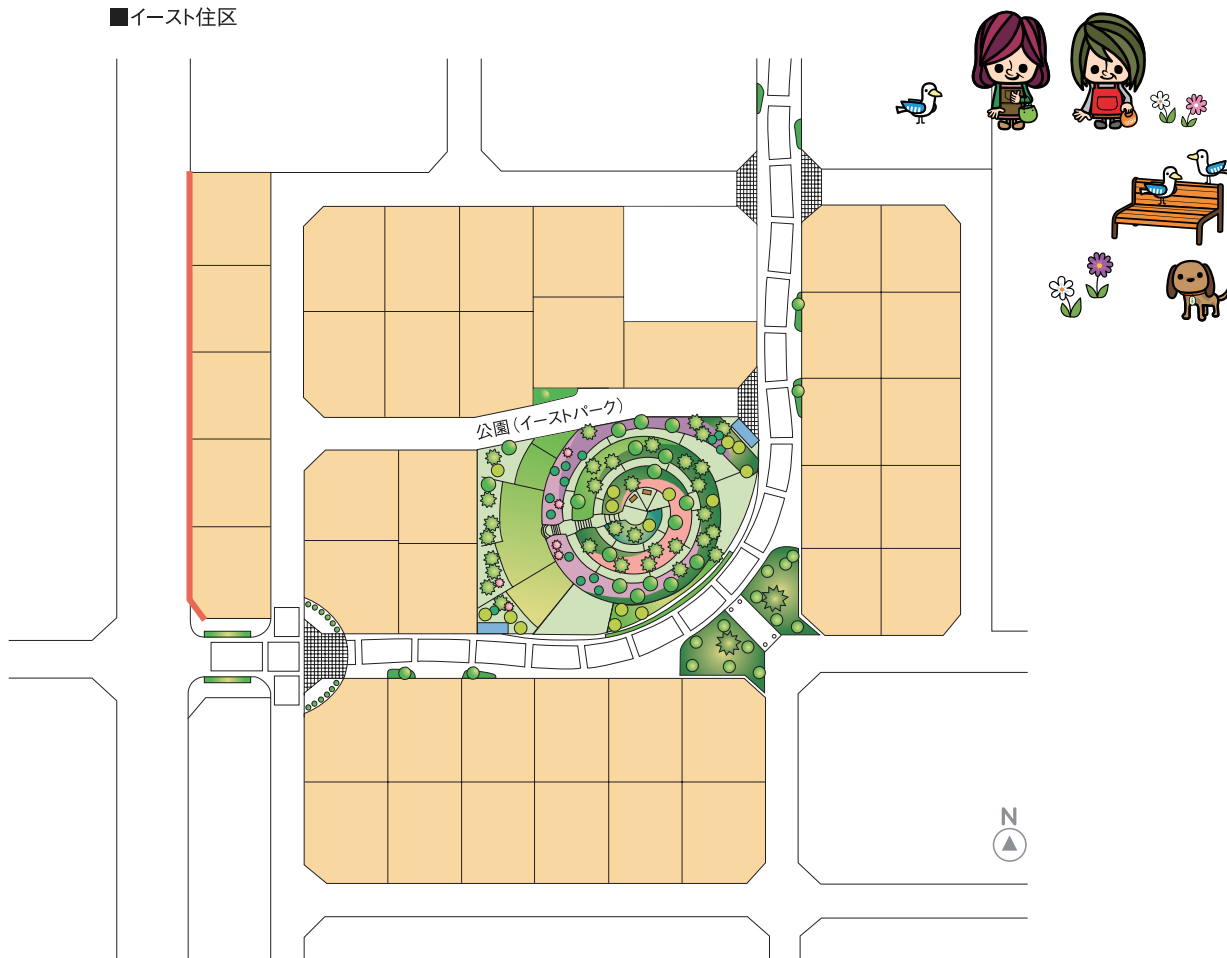
■セントラル住区





別紙(1)

■ イースト住区



戸建住宅区域(建築協定区域)
 車両乗り入れ禁止ライン